

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号, 平成26年(ワ)第2109号,  
平成28年(ワ)第2098号 損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほかに239名

被告 国 ほかに1名

被告国第10準備書面

平成28年10月13日

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人

鈴木和孝



清水真人



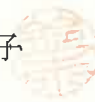
今村弘



帆足智典



鈴木優香子



原田剛





田中宏




中野雅康 


竹原友深 


貝原研人 

小林勝 


高橋正史 


小川哲兵 


武田龍夫 

田中博史 


矢野諭 

内山則之 

世良田鎮 

豊島広史 

谷川泰淳 

小野祐二 

布田洋史 

足立恭二 


荒川一郎 

忠内巖大 

止野友博 

小野雅士 

岩田順一 


藤原弘成 


鈴木健之 

森野央士 

大瀧拓馬 

住田博正 

白津宗規 

服部翔生 

高野 菊雄 

京藤 雄太 

田口 周平 

水越 貴紀 

福島 正也 

土佐 怜生 

第1	被告国が講じてきた行政上の措置等に照らしても、被告国の規制権限の不行使の違法性は認められないこと	6
1	シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組と位置づけて行政指導してきたこと	7
2	耐震設計審査指針の改訂及び耐震バックチェック	8
	(1) 原子力安全委員会が耐震設計審査指針を改訂し保安院がこれに基づく耐震バックチェックを指示したこと	8
	(2) 平成19年7月16日発生の新潟中越沖地震を踏まえた指導	10
	(3) 平成21年7月21日付け保安院の本件各評価書	10
	(4) 原子力安全委員会による本件各評価書の是認(平成21年11月)	10
	(5) 保安院は、被告東電に対してバックチェックの最終報告提出を促していたこと	10
3	知見の収集	11
	(1) 原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等の取組	11
	(2) 地震本部の「宮城県沖地震における重点的観測調査」	12
	(3) 貞観地震及び貞観津波に関する被告東電への検討指示	12
4	結語	14
第2	改訂耐震設計審査指針にいう原子炉「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」の意義を「1万年に一度程度の津波」とする原告らの主張が誤っていること	15
第3	原告ら第28準備書面第5の求釈明に対する回答	18
1	求釈明事項1について	18
2	求釈明事項2について	18

被告国は、本準備書面において、原告らの主張する規制権限を被告国が行使しなかったことが著しく合理性を欠くと評価されないことを基礎付ける事情の1つとして、福島第一発電所事故までに被告国が講じてきた行政上の措置の概要について主張した上で（下記第1）、原告らの2015（平成27）年5月24日（引用者注：2016〔平成28〕年5月24日の誤記と思われる。）付け準備書面28（以下「原告ら第28準備書面」という。）第3の9の主張について反論するとともに（下記第2）、原告ら第28準備書面第5記載の求釈明に対し、必要と認める限度で回答する（下記3）。

なお、略語は、本準備書面で新たに定義するもののほか、従前の例による。

#### **第1 被告国が講じてきた行政上の措置等に照らしても、被告国の規制権限の不行使の違法性は認められないこと**

原告らは、「2012〔平成14〕年7月の時点で、福島第一原発各号機は技術基準省令4条に適合しておらず、被告国は、被告東京電力に対して、電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発することができた。そして技術基準に不適合な状態を放りすることは著しく不合理であるから、被告国がこの時点で技術基準適合命令を発しないことは違法となる。」（訴状63ページ）旨主張するが、失当である。

すなわち、規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容された限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる場合に、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるのであるから（被告国第2準備書面第2・8ないし11ページ）、違法性の判断に当たっては、規制権限の行使が問題となる当時の具体的事情の一切が斟酌されてしかるべきであり、規制権限の不行使が「許容される限度を逸脱して著しく合理

性を欠く」か否かの判断に当たって考慮されるべき事情としては、被害結果の重大性やその予見可能性、回避可能性のほか、権限不行使の前後にわたる一切の事情が評価対象となり、その判断を行うに当たっては、行政権限の行使を行政庁の裁量に委ねた根拠法規及び権限根拠規定の各趣旨・目的、裁量の幅の大小、規制ないし監督の相手方及び方法についての当該法規の定め方を前提として、権限行使を義務化する上で積極的に作用する事情のみならず、消極に作用する事情も含めた諸般の事情が総合考慮されるべきである（横山匡輝「権限の不行使と国家賠償法上の違法」国家補償法大系2・144，145ページ）。

この点、福島第一発電所事故（以下「本件事故」ともいう。）までの多くの科学的知見を見ても、本件事故に至る程度の津波の発生を示唆するものはなく、したがって、予見可能性があったとは認められず、原告らが主張する技術基準適合命令を発令する要件は認められなかったというべきであるから、その余について検討するまでもなく、規制権限の不行使に国賠法上の違法はない（被告国第2準備書面第4・14ないし67ページ，被告国第6準備書面第2・24ないし32ページ，被告国第8準備書面第3・13ないし95ページ参照）。

また、被告国は、本件事故に至る程度の津波の発生を示唆するものがないにもかかわらず、原子炉施設の一層の安全性を確保する観点から、安全評価において想定している設計基準事象を大幅に超える予見可能性の範囲を超えた事象をも想定した安全対策のため、行政上の措置を講じ、各種指針類を改訂し、行政指導を行うなど対応を講じてきたのであって、こういった事情を総合すれば、被告国の規制権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと評価されることはなく、国賠法の違法を認める余地はない。以下、詳述する。

## 1 シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組と位置づけて行政指導してきたこと

シビアアクシデント対策については、平成24年法律第47号による炉規法の改正により法規制の対象とされたが（現行法43条の3の6第1項3号）、同改正前においては、我が国の法制度上、シビアアクシデント対策が法規制の対象とはされていなかったため（被告国第3準備書面第3・13ないし24ページ）、被告国は、シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組と位置づけた後も、被告国第3準備書面第4の3（26ないし37ページ）のとおり、必要な行政指導を行ってきた。

## 2 耐震設計審査指針の改訂及び耐震バックチェック

### (1) 原子力安全委員会が耐震設計審査指針を改訂し保安院がこれに基づく耐震バックチェックを指示したこと

上記1のほか、原子力安全委員会は、平成18年9月19日、昭和56年の旧指針策定以降現在までにおける地震学及び地震工学に関する新たな知見の蓄積並びに発電用軽水型原子炉施設の耐震設計技術の著しい改良及び進歩を反映し、旧指針を全面的に見直すとの趣旨から、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（耐震設計審査指針）を改訂した（以下「改訂耐震設計審査指針」という。）。この改訂においては、地震に関して最新の知見を反映し、原子力発電所のより一層の耐震安全性の確保を図るとともに、津波に関して、「8. 地震随件事象に対する考慮」の中で、「施設は、地震随件事象について、次に示す事項を十分考慮したうえで設計されなければならない。(1) 施設の周辺斜面で地震時に想定し得る崩壊等によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。(2) 施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」との規定を置き、津波対策の必要性も明確化した。

上記耐震設計審査指針は、同指針改訂後の原子炉設置等許可処分の申請に対する安全審査において適用されるものであったが、保安院は、同月20



日、改訂耐震設計審査指針を受け、被告東電を含む原子力事業者に対し、既設の発電用原子炉施設等について、改訂された耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、保安院に報告するよう指示した（耐震バックチェック。甲B第12号証1枚目）。その際、保安院は、上記耐震安全性の評価手法として、「津波の評価に当たっては、既往の津波の発生状況、活断層の分布状況、最新の知見等を考慮して、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある津波を想定し、数値シミュレーションにより評価することを基本とする」ことを定めた（甲B第12号証の別添「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」44ページ）。このように改訂指針を適用して評価することにより、既設の原子炉施設（福島第一発電所を含む。）においても、原子炉施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないか、行政指導として、改めて検討することを求めたものである。

なお、耐震設計審査指針の改訂の趣旨は、「昭和56年の旧指針策定以降現在までにおける地震学及び地震工学に関する新たな知見の蓄積並びに発電用軽水型原子炉施設の耐震設計技術の著しい改良及び進歩を反映し、旧指針を全面的に見直したものである。」というものであるが、福島第一発電所において敷地高を超える津波の到来する可能性があることを裏付ける新たな知見が明らかになったことを踏まえたものではなく、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないか改めて検討することを求めたものであり、だからこそ、改定耐震設計審査指針を既存の原子力発電所にも適用して評価するという指導（バックチェック）は、福島第一発電所のみならず、全国の既存の発電用原子炉施設等を対象としていることを

念のため付言しておく。

**(2) 平成19年7月16日発生の新潟中越沖地震を踏まえた指導**

他方、経済産業大臣は、上記耐震バックチェックの作業が進められていた平成19年7月16日に発生した新潟中越沖地震を踏まえ、同月20日、被告東電を含む電力会社に対して、同地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映するなどして、国民の安全を第一とした耐震安全性の確認などを指示した（丙C第14号証）。これは津波対策自体に関わるものではないが、原子力発電所の耐震安全性等についての指示であり、これを受けて、被告東電は、従前提出していたバックチェック実施計画書を見直し、同年8月20日に、経済産業省に報告した（丙B第73号証）。

**(3) 平成21年7月21日付け保安院の本件各評価書**

また、被告東電は、平成20年3月31日、保安院に対し、福島第一発電所について、耐震バックチェック中間報告書を提出したところ、保安院は、被告国第2準備書面第4の3(7)イ(イ)a（57, 58ページ）で述べた合同WGの議論に基づき、平成21年7月21日付けで、本件各評価書を作成し、同日、被告東電にこれを通知した（丙B第74号証）。

**(4) 原子力安全委員会による本件各評価書の是認(平成21年11月)**

なお、本件各評価書は、原子力安全委員会により更に審議され、原子力安全委員会は、平成21年11月19日、同月17日に同委員会耐震安全性評価特別委員会を取りまとめられた本件各評価書を審議した結果、いずれも妥当なものと同認め、その旨の原子力安全委員会決定をした（丙B第75号証）。

**(5) 保安院は、被告東電に対してバックチェックの最終報告提出を促していたこと**

保安院は、平成22年6月頃、電気事業連合会に連絡し、各事業者のバックチェックの進捗状況をまとめた一覧表を作成させた上、作業が遅れている

被告東電等の事業者に対して、保安院として津波対策を含む最終報告書の早期提出を促すべく、指示を出すことを検討していることを伝えた。

保安院は、平成23年3月7日にも、被告東電に対して、早期に津波対策についての検討を行い、バックチェックの最終報告を提出するよう促した（甲A第1号証・政府事故調査中間報告書404、405ページ）。

### 3 知見の収集

以上の行政指導とは別に、被告国は、原子力施設の安全性維持について適宜適切な行政指導を行う前提として必要となる、地震や津波に関する知見を収集し、そのための事業者に対する行政指導も行ってきた。

#### (1) 原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等の取組

保安院は、平成18年9月から、原子力施設の耐震安全性について、耐震設計審査指針に照らした既設原子力施設の耐震安全性の評価、いわゆる耐震バックチェックを行ってきた。しかし、地震関連の分野は、当時、新たな科学的・技術的知見が得られている分野であった。このため、保安院は、最新の科学的・技術的知見を収集し、必要なものは原子力施設の耐震安全性評価に反映する等、耐震安全性の一層の向上に向けた取組を継続していくことなどを目的として、平成21年5月に、原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映の仕組みとして、「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について（内規）」を定めるとともに、この内規に基づく対応（科学的・技術的知見の収集、整理及び報告等）を原子力事業者（被告東電を含む。）及び原子力安全基盤機構に対して指示した（丙B第76号証・「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について」）。なお、この対応が求められる対象となる科学的知見の中に津波に関する知見も含まれることは、原子力事業者ら（被

告東電を含む。)の報告書中に「津波」に関する項目があることから明らかである。

この指示に基づいて、原子力事業者ら(被告東電を含む。)及び原子力安全基盤機構は、平成21年度(平成21年4月1日～平成22年3月31日)における、内外の論文・雑誌等の刊行物、学協会等報告、国の機関等の報告等から科学的・技術的知見を収集して整理の上、平成22年4月、これを保安院に報告した(丙B第77号証・5ページ・「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組に基づく報告について」)。

## (2) 地震本部の「宮城県沖地震における重点的観測調査」

地震本部は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、我が国の地震調査研究を一元的に推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき、政府の特別の機関として、同年7月、設置された機関であり、現在は文部科学大臣を本部長としている。推進本部の基本的な目標は、地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進であり、この目標を果たすために、(1)総合的かつ基本的な施策の立案、(2)関係行政機関の予算等の調整、(3)総合的な調査観測計画の策定、(4)関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価等をその役割としている。推進本部の事務局である文部科学省研究開発局は、平成17年10月、国立大学法人東北大学に対し、「宮城県沖地震における重点的調査観測」との題目で、長期評価によっても明らかになっていなかった、宮城県沖地震アスペリティ周辺におけるプレート間すべりのモニタリングの実現と地震活動の時空間特性の把握、「連動型」宮城県沖地震の活動履歴の解明を目標として、業務を委託し(丙B第78号証1～6)、宮城県沖地震の解明に努めるなどしていた(丙B第32号証)。

## (3) 貞観地震及び貞観津波に関する被告東電への検討指示

**ア 合同WGにおける委員らの指摘及び被告東電への検討指示（平成21年）**

被告国第2準備書面第4の3(7)イ(i)a(57, 58ページ)のとおり、貞観地震及び貞観津波については、合同WGでも議論され、合同WGの委員(同委員らの地位は、いずれも、非常勤の国家公務員である。)及び保安院担当者は、会議に出席した被告東電従業員に対し、貞観地震及び貞観津波の検討の必要性を指摘するとともに、合同WGは、被告東電に対し、貞観地震及び貞観津波に関する検討を指示した。

**イ 平成21年7月21日付け保安院の本件各評価書における今後の研究成果に応じた対応の指示**

保安院は、上記2(3)のとおり、合同WGの議論に基づき、平成21年7月21日付けで、本件各評価書(被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する保安院の評価書・丙B第25号証, 丙B第26号証)を作成し、同日、被告東電にこれを通知したが(丙B第74号証)、本件各評価書にも、「現在、研究機関等により869年貞観の地震に係る津波堆積物や津波の波源等に関する調査研究が行われていることを踏まえ、当院は、今後、事業者が津波評価及び地震動評価の観点から、適宜、当該調査研究の成果に応じた適切な対応を取るべきと考える。」との指摘をした(丙B第25号証及び丙B第26号証の各24ページ)。

**ウ 原子力安全委員会地震・地震動評価委員会及び施設健全性評価委員会ワーキング・グループ1の第14回会議における保安院担当者による貞観津波の今後の調査研究に応じた対応の必要性についての発言(平成21年8月7日)**

本件各評価書は、原子力安全委員会により更に審議された。その過程で、同委員会地震・地震動評価委員会及び施設健全性評価委員会ワーキング・グループ1の第14回会議が、平成21年8月7日に開催された。な

お、この会議には、被告東電の従業員も4名出席している（丙B第27号証・3ページ）。

この会議では、保安院担当者が本件各評価書の内容を要約して報告したが、その中でも「現在ということで、研究機関等により869年貞観の地震に係る津波堆積物や津波の波源等に関する調査研究が行われていることを踏まえ、当院は今後事業者（引用者注：被告東電を指す。）が津波評価及び地震動評価の観点から、適宜当該調査研究の成果に応じた適切な対応をとるべきと考えるとしております。」と説明した（丙B第27号証・23ページ）。

#### エ 平成22年5月頃の被告東電に対する注意喚起

被告東電は、平成21年12月から平成22年3月までの間、福島県沿岸において津波堆積物調査を実施した。その結果、貞観津波の堆積物が、福島第一発電所から10キロメートル北方に位置する南相馬市小高区浦尻地区等において発見されたが、福島第一発電所南方では、津波堆積物は発見されなかった。

被告東電は、同年5月、上記津波堆積物調査の結果を保安院担当者に報告したが、保安院担当者は、被告東電に対し、「津波堆積物が発見されなかったことをもって津波がなかったと評価することはできない。」などと伝えて、貞観津波についての更なる検討を促した（甲A第1号証・政府事故調査中間報告書403ページ参照）。

#### 4 結語

以上のとおり、被告国は、原子炉施設の一層の安全性を確保する観点から、平成24年法律第47号による炉規法の改正まで、我が国の法制度上、法規制の対象とされていなかったシビアアクシデント対策についても事業者の自主的取組と位置づけ、予見可能性の範囲を超えて、安全評価において想定している設計基準事象を大幅に超える事象についても安全対策を講ずるように求める行

政指導を行うなどの措置を講じ、さらには、被告国の第1準備書面第2の2でも述べたとおり、例えば、原賠法を制定して事業者に無過失責任を負わせることにより、事業者に事故を発生させないという強い動機づけを与えるといった法整備を進めてきたことなどの事情を総合すれば、原告らの主張する規制権限を被告国が行使しなかったことが著しく合理性を欠くと評価されることはない。したがって、本件事故は、安全評価において設計基準事象を大幅に超える事象についても安全対策を講ずるように求める行政指導を行うなどの措置を講じている中で、予見可能性の範囲を超える津波によって発生したもので、国賠法上の違法を認める余地はない。

## 第2 改訂耐震設計審査指針にいう原子炉「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」の意義を「1万年に一度程度の津波」とする原告らの主張が誤っていること

- 1 原告らは、原子力安全委員会事務局審査指針課長であった水間英城氏（「水間氏」という。）の供述を根拠に、改訂耐震設計審査指針にいう原子炉「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」の意義を「1万年に一度程度の津波」と解した上、これには長期評価において30年間に20パーセントの割合で生じるとされた津波地震に伴う津波や、貞観津波が含まれることは明らかであるから、被告国がこれらの津波を想定して規制権限を行使しなかったことが違法である旨主張する（原告ら第28準備書面16～18ページ）。

しかしながら、水間氏の供述は明らかに誤っており、これを前提とする原告らの主張は失当である。

- 2 まず、改訂耐震設計審査指針にいう原子炉「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」については、甲B第85号証（7枚目・下から6行目）のとおり、同指針を策定した原子力

安全基準・指針専門部会耐震指針検討分科会における議論からは、必ずしもその意義は明らかではないが、被告国が事業者に対して同指針に基づくバックチェックを求めた際に提示した既設発電原子炉施設等の耐震安全性評価の評価手法及び確認基準の解説の該当部分（甲B第12号証・44ページ）には、津波想定及び数値計算手法等について津波評価技術が設計津波評価の流れについて述べた解説の内容とほぼ同義の内容が記載されていることから、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが、発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」の意義は津波評価技術でいう設計想定津波と同義であると解される。

- 3 この点、水間氏は、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局局員からの聴取において、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」の「極めてまれ」という文言に関し、①「供用期間がせいぜい100年程度であるのに対し、それを数ケタ超える1万～10万年をイメージとして持っていた。」、②「確率論の専門家は、 $10^{-4}$ オーダーとの共通認識を持っていたと思う。つまり1万年に一度という意味である。」などと供述している（甲B第85号証・7枚目）。

しかしながら、水間氏は、津波についての専門的知見を有していないところ（甲B第85号証・3枚目参照）、平成18年9月当時、我が国の津波学の専門家の中で、津波の再来期間を1万～10万年とする見解が共通認識となっていたなどという事実もないから、水間氏の上記供述は、誤解に基づくものである。

また、水間氏がいう「 $10^{-4}$ オーダー」が何を想定しているのかは不明であるが、仮に確率論的安全評価手法における津波の超過確率を念頭に置いた発言だと解釈したとしても、誤解に基づいた供述というほかない。

すなわち、確率論的安全評価手法（Probabilistic Safety Assessment（PSA））とは、発生する可能性のある様々な



事象に対して、その発生の確率を考慮して安全性を評価することであり、具体的には、一定地点で将来の一定期間に一定の事象を超過する確率（超過確率）を評価する手法であるところ、平成18年9月当時のみならず、本件事故当時においても、津波の確率論的安全評価（確率論的津波ハザード解析手法）は、地震動の確率論的安全評価（確率論的地震ハザード解析手法）と異なり、確立されていない研究途上の手法にすぎなかったため（甲B第20号証・6ページ、丙B第17号証、丙B第35号証の1・61ページ、丙B第79号証）、被告国が、事業者に対して、確率論的津波ハザード解析手法を用いて超過確率を評価するよう促すはずがない。

これは、「『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価等の実施について」（甲B第12号証）において、地震動に関しては、超過確率の参照を求める記載があるのに対し、津波に関しては、超過確率の参照を求める記載がないことや、被告国が本件事故から約2年経過後、新規制基準の運用に当たり、確率論的津波ハザード解析手法を用いて基準津波を策定して安全評価をするよう初めて事業者に求めていること（丙B第44号証13ページ）からも自明である。

したがって、原子炉「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」とは、超過確率の評価を念頭に置いたものではないため、水間氏が超過確率を念頭に「 $10^{-4}$ オーダー」などと述べているのであれば、明らかな誤解であり、かような誤解に基づく水間氏の供述を根拠とする原告らの主張は失当というほかない。

また、被告東電は、本件事故前に、長期評価や貞観津波に基づいて研究途中であった確率論的津波ハザード解析手法を用いるなどして試算を行っているところ、同試算では、福島第一発電所1号機ないし4号機については、O. P. +10メートルを上回る津波が襲来する確率は10万年から100万年に1回、本件津波の高さに匹敵する13メートルでは100万年から1000万年

に1回と算出されており（丙B第80号証・資料2・5ページ），原告らが考慮すべきとする超過確率 $10^{-4}$ （1万年に1回）を超えていないことは明らかであるから，仮に上記津波について1万年に1回の超過確率を念頭に置いたものであるとしても，この津波に長期評価において30年間に20パーセントの割合で生じるとされた津波地震に伴う津波や貞観津波が含まれるとは解されず，これらが含まれるとする原告らの主張は失当である。

以上から，原告らの上記主張は，「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」の「極めてまれ」の意味を「1万年に一度程度の津波」とした点，同津波に長期評価において30年間に20パーセントの割合で生じるとされた津波地震に伴う津波や貞観地震が含まれるとした点で二重に誤っており，失当というほかない。

### **第3 原告ら第28準備書面第5の求釈明に対する回答**

#### **1 求釈明事項1について**

「極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」とは，上記第2で述べたとおり，津波評価技術にいう設計想定津波と同義であり，原告らの理解は明らかに誤っている。

#### **2 求釈明事項2について**

上記1で述べたとおりである。

以 上